

岩手県告示第450号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成22年岩手県告示第890号）で公示した公共測量を終了した旨岩泉町長から次のとおり通知があった。

平成23年7月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 下閉伊郡岩泉町釜津田字上栗宿地内
- 2 実施した期間 平成22年10月8日から平成23年5月31日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（数値地形測量）